

介護保険事業者における事故報告ガイドライン

真岡市健康福祉部 高齢福祉課

○ 介護保険事業者における事故報告について

介護保険事業者は、サービスの提供によって事故が発生した場合は、下記の事項を遵守し、事故の再発防止と適切な対応が求められています。

(事故発生時の対応)

- ① サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。
- ③ 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

(平成十一年三月三十一日)(厚生省令第三十七号)

1 事故報告の対象

介護保険事業者は、次の(1)～(4)に該当する事故等が発生した場合、真岡市等へ報告をしてください。

(1)サービスの提供により発生した利用者の怪我又は死亡事故

ア 送迎・通院等の間の事故を含む

イ 従事者等の故意又は過失の有無に拘わらず、医療機関で診断を受け投薬、処置等何らかの治療を受けたもの(施設の勤務医、配置医含む)

ウ 利用者が病気等により死亡した場合であっても死因等に疑義が生じる可能性があるものは報告をする

(2)食中毒及び感染症、結核の発生

(サービス提供に関連して発生したと認められる場合。なお、関連法令により届出が義務付けられている場合はこれに従うこと)

(3)職員(従業者)の法令違反・不祥事等

(利用者の処遇に影響があるもの)

(4)利用者又はその家族等に係る個人情報の漏洩の発生

(5)その他、報告が必要と認められる事故等の発生

2 報告する項目

※別添「事故報告書」による報告を原則とします。メールでの提出を原則としますが、紙媒体での提出でも差し支えありません。

- (1)事故状況(事故状況・怪我の程度、死亡に至った場合の死亡年月日)
- (2)事業所の概要(法人名、事業所名、サービス種別、所在地など)
- (3)対象者(氏名・年齢・性別、サービス提供開始日、身体状況など)
- (4)事故の概要(発生日時、場所、事故の種別、発生時状況、事故内容の詳細など)
- (5)事故発生時の対応(発生時の対応、受診方法、受診先、診断内容など)
- (6)事故発生後の状況(利用者の状況、家族等への報告、連絡した関係機関など)
- (7)事故の原因分析
- (8)再発防止策

全職種が参加する職員会議などの機会に原因説明を行うとともに、再発防止策について話し合い、対策を講じること

- (9)その他(特記すべき事項)

3 報告の手順

(1)介護保険事業者は、1 で定める事故等が発生した場合、利用者の家族等への連絡、その他必要な措置が終了した後、速やかに真岡市へ報告(第1報)をしてください。

※第1報は、「2 報告する項目」の(1)から(6)までの項目について可能な限り記載し、事故発生後遅くとも5日以内を目安に提出してください。

(2)介護保険事業者は、事故処理がすべて完了した時点で、最終の事故報告書を提出してください。

4 報告先

報告先は下記のとおりです。

利用者が真岡市以外の保険者であるときは、当該保険者にも併せて報告してください。報告の際は、個人情報も含まれるため、その取扱いには、十分注意をしてください。

報告先:〒321-4395 真岡市荒町 5191
真岡市 健康福祉部 高齢福祉課 介護保険係
電話 0285-83-8094
ファックス 0285-83-8554
メールアドレス kourei@city.moka.lg.jp